

「公共交通利用促進キャンペーン事業」実施業務に関する技術提案を求める公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和7年4月30日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

記

1 技術提案に付する事項

- (1) 業 務 名 「公共交通利用促進キャンペーン事業」実施業務
- (2) 業務内容 別添「公共交通利用促進キャンペーン事業実施業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりに
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 事 業 費 22,202,040円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格に関する事項

技術提案に参加できる者は、公告日から契約候補者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類5（企画・政策）、小分類6（イベント企画・運営）」に登録され、格付区分がAであること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがな

されている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

3 担当部局の名称等

岡山県県民生活部交通政策課企画班

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

TEL: 086-226-7127 (直通)

FAX: 086-232-5354

E-mail: kotsuseisaku@pref.okayama.lg.jp

4 技術提案参加手続き等

(1) 仕様書及び技術提案作成要領等の配布の期間及び場所

ア 配布期間

令和7年4月30日(水)から令和7年5月23日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県ホームページからダウンロードすることができる。

<http://www.pref.okayama.jp/site/321/972820.html>

(2) 技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)の提出期間等

ア 提出期間

令和7年4月30日(水)から令和7年5月23日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 提出場所

上記3の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参、郵送又は電子メール(提出期間内に必着のこと)

(3) 技術提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請を提出した者について、上記2の事項について審査し、不適合と認められる者に対してはその旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ 参加資格要件不適合の理由の説明要求

不適合の旨の通知を受けた者は、令和7年5月28日(水)までに、上記3あてに、ファックス又は電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。
なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。

(4) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付

本業務の仕様書等に関する質問は、「質問・回答書(様式第2号)」で、令和7年5月23日(金)午後5時までに、上記3あてに、ファックス又は電子メールにより行うこと。なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。

イ 質問に対する回答

回答はファックス又は電子メールにより行う。なお、必要に応じて、内容を岡山県県民生活部交通政策課ホームページに掲載することがある。ただし、本業務に直接関係のないもの、個人情報等の情報セキュリティ上明らかにすることが不適切なもの、その他回答することが不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない場合がある。

5 提案書等の提出期間等

(1) 提出期間

令和7年4月30日(水)から令和7年5月28日(水)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出場所

上記3の場所に同じ。

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メール(提出期間内に必着のこと)

(4) 提出する書類

ア 提案書(様式第3号) 【原本1部+写し4部】

イ 実施計画書(任意様式) 【原本1部+写し4部】

ウ 見積書(任意様式) 【原本1部+写し4部】

エ 誓約書(様式第4号) 【1部】

オ 組織概要書、役員名簿(任意様式) 【1部】

※「公共交通利用促進キャンペーン事業実施業務技術提案作成要領」に基づき作成すること。

※提案書は、1社1案とし、提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則として認めない。

(5) 提案書の説明

技術提案に参加する者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。

① 日時 令和7年5月30日(金) (時刻は別途連絡する。)

② 場所 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁 8階会議室

6 審査手続き及び審査基準

岡山県県民生活部交通政策課内に設置する選定委員会において、別途県が定める審査要領により提案書等を審査し、契約候補者を決定する。

7 結果の通知方法

前項の審査結果は、提案者あて通知するとともに、岡山県ホームページにおいてその旨を公表する。

8 契約

契約形態は、委託契約とし、採択件数は1件とする。なお、契約候補者と委託契約の協議が調い次第、県との間で契約を締結する。ただし、条件に合致しない場合等、特殊な事情がある場合には、委託契約を締結しないことがある。

契約保証金については、岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 153 条及び第 155 条の規定による。

9 その他

- （1）提案にかかる経費は、全て提案者の負担とする。
- （2）提案者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- （3）提案者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- （4）審査の公正を図るため、提案者に対して、提出書類若しくは添付資料の記載事項又は参加資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。
- （5）提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- （6）採否にかかわらず、提出書類は返却しない。
- （7）提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- （8）審査経過については公表しない。
- （9）契約候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。